

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年静岡県条例第32号）第20条第1項の規定に基づく事業計画書の提出があったので、同条第2項の規定により公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する者は、令和7年12月23日までに、当該意見を記載した意見書を知事に提出することができる。

令和7年11月7日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 産業廃棄物処理施設設置者の名称及び所在地

服部造園開発株式会社 代表取締役 服部 裕二

静岡県掛川市吉岡872番地の16

2 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2 破碎施設

3 処理する産業廃棄物の種類

木くず

4 産業廃棄物処理施設の設置場所

静岡県菊川市牛渕字内海戸1482番1

5 縦覧の場所

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）

静岡県西部健康福祉センター環境課（〒438-8622 磐田市見付3599-4）

6 縦覧の期間及び時間

令和7年11月8日から令和7年12月9日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

7 意見書に記載すべき事項

(1) 生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び電話番号

(3) 事業計画書提出者の名称並びに産業廃棄物処理施設の種類及び設置場所

8 意見書の提出方法及び提出先

(1) 提出方法 持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効）とする。

(2) 提出先 縦覧場所と同じ。